

# 湯川村立小学校のあるべき姿 についての報告書

村民各位

令和7年2月27日  
湯川村教育委員会

小学校のあるべき姿検討委員会では、18名の委員により、笈川、勝常両小学校の特色ある教育活動の良さや課題、そして保護者や子供たち、地域の思い、教育を取り巻く環境の動向等を協議し、今後の湯川村の小学校のあるべき姿についての報告書をまとめました。

教育委員会では、検討委員会から提出されたこの報告書について村民の皆様にお知らせするとともに、報告内容を踏まえ、村立小学校の整備方針について検討してまいります。

報告書および資料については、村ホームページに掲載しております。また、回覧にて村内周知しておりますので、あわせてご覧ください。なお、右のQRコードからご覧いただくこともできます。



■お問合せ先

湯川村教育委員会学校教育課

電話：0241-27-2250

メール：[kyouiku@vill.yugawa.fukushima.jp](mailto:kyouiku@vill.yugawa.fukushima.jp)



# 湯川村立小学校のあるべき姿 についての報告書

令和7年1月23日

令和6年度「小学校のあるべき姿検討委員会」

## 目 次

I 本村の小学校のあるべき姿の検討の必要性について

II 検討結果

III 今後に向けて

IV 資料

資料No. 1 湯川村立小学校のあるべき姿について

資料No. 2 「小学校のあるべき姿検討委員会」委員名簿

資料No. 3 「小学校のあるべき姿検討委員会」の会議内容（会議録）

資料No. 4 湯川村立小学校の児童数について

資料No. 5 湯川村の学校の「あるべき姿」についてのアンケート調査結果

## I 本村の小学校のあるべき姿の検討の必要性について

### 1 本村の学校のあるべき姿に係る課題について

課題の1つ目は、筧川小学校、勝常小学校、両小学校での児童数の減少です。本村の児童数は長期的には減少していくものと見込まれます。

筧川小学校の児童数は、平成28年度の114人をピークに年々減少しており、令和6年度の児童数は76人ですが、令和12年度には59人、令和13年度には新入生が2人、全校児童数は49人と減少していきます。

また、勝常小学校の児童数は、若者向け公営住宅の建設などの施策により、令和9年度までは増加して95人となりますが、それ以降は減少に向かい、令和13年度には新入生が6人、全校児童数は62人と見込まれております。

このような児童数の減少により、筧川小学校・勝常小学校共に、令和12年度には複式学級となる学年が出現する可能性があるほか、教育活動等を行う上で様々な課題が生じることが予測されます。[資料No.4](#)

このように両校の児童数の急激な減少は、学校における教育活動のみならず、その他の集団活動を行う上で課題となっております。

2つ目は、学校施設の老朽化です。今後、昭和40年に建てられた筧川小学校の体育館、昭和50年代に建築された両校の校舎が一斉に更新時期を迎えようとしており、学校施設を効果的に整備していくことが求められています。[資料No.4](#)

これらのことを踏まえ、各小学校の特色ある教育活動のよさや課題、そして保護者や地域の思い、教育を取り巻く環境の動向等を勘案し、課題に対して検討をしていく必要性があります。

### 2 「小学校のあるべき姿検討委員会」の経過

令和4年度に「小学校のあり方について意見を聞く会」を設置し、令和5年度までの2年間をかけ、様々な立場の方からご意見をお聞きし、本村の小学校の教育行政に関して、「教育制度」、「放課後児童クラブ」、「小学校の統合」等について協議・検討を重ねていただき、提言をまとめていただきました。この中で、小学校の統合については、委員より様々な視点からの賛成、反対の意見等があり、「小学校のあり方」についての議論については、更に深める必要があることが示されました。

令和5年12月に開催された「湯川村総合教育会議」では、小学校統合の検討が協議事項となり、村長から小学校統合に係る意見を聞く機会を設け、今後の理想像、あるべき姿を検討したい意向が示されました。

このような経過を経て、本年度「小学校のあるべき姿検討委員会」（以下「検討委員会」）が立ち上げられ、検討委員会には、教育長から以下の2つについて、調査、検討を行うよう

依頼がありました。資料No.1

- 1 湯川村立小学校の適正規模・適正配置について
- 2 湯川村立小学校の今後のあるべき姿や将来の学校像等に対する本村の基本的な考え方について

なお、検討委員会は、小・中学校の保護者代表（各校2名）、幼稚園・保育所の保護者代表（2名）、学校運営協議会委員代表（4名）、幼稚園運営評価委員代表（1名）、区長会代表（1名）、校園長会代表（1名）、学識経験者（1名）、公募委員（2名）の計18名で構成しています。資料No.2

検討委員会は、以下のとおり計5回開催しました。資料No.3

- 第1回検討委員会 令和6年7月31日 湯川村役場「会議室」
- 第2回検討委員会 令和6年9月20日 湯川村役場「会議室」
- 第3回検討委員会 令和6年10月31日 湯川村役場「会議室」
- 第4回検討委員会 令和6年11月28日 湯川村役場「会議室」
- 第5回検討委員会 令和6年12月23日 湯川村役場「会議室」

検討委員会では、本年度に教育委員会が実施した「湯川村の小学校の『あるべき姿』についてのアンケート」の結果を受け、今後の教育行政の方向性を定めるために、小学校の統合、児童数減少への対応、通学時の安全性の確保等について検討を行いました。

本報告書では、依頼された項目を基に検討結果を以下のとおり取りまとめました。

## II 検討結果

検討委員会では、計5回に亘る会議の中で、「今後の湯川村の小学校のあるべき姿」について、議論を重ねてきました。

また、今回、教育委員会で実施した「中学生以上の村民の方を対象にしたアンケート」と「小学校3年生から6年生までを対象にしたアンケート」の2つのアンケートの結果が示されました。中学生以上の村民（2,661人）対象のアンケートでは、「統合して1つの小学校になることが望ましいのか」、「統合せずに2つの小学校がそれぞれ存続するのが望ましいのか」、村民の皆さんの考えをお聞きした結果（回答者数788人、回答率29.6%）、76%の方が「統合して1つの小学校になることが望ましい」との回答でした。また、この設問に関して自由記載をお願いしたところ、「登下校の不安」、「小中一貫校への移行」、「笈川・勝常の地区にとらわれない学校」、「将来の学校像」に関するご意見を多くいただきました。

一方、小学校3年生から6年生までを対象にしたアンケート（対象児童数94人、回答率

100%)では、「2つの小学校のままがいい」と回答した割合が53%(50人)と半数以上という結果でした。

「中学生以上の村民の方を対象にしたアンケート」と「小学校3年生から6年生までを対象にしたアンケート」では異なる結果となりましたが、検討委員会でアンケートの自由記載内容も含めて検討した結果、「1校に統合することが適切」という結論に至りました。

以下、検討結果について、アンケート結果も踏まえ、整理した内容を示します。資料No.5

## 1 湯川村立小学校のあるべき姿について

### (1) 学校規模

学級の規模に関しては、笈川小学校、勝常小学校ともに学年単学級であり、小規模校となります。小規模校では「人間関係の固定化」、「多様な考えに触れる機会がない」といった生活・学習環境が課題となっています。

今後、本村においては、令和12年度に笈川小学校、勝常小学校の両校に複式学級の出現の可能性があります。複式学級では、単学級以上に「人間関係の固定化」や「多様な考えに触れる機会がない」といった課題が大きくなります。児童の豊かな学びの環境の充実や教職員の負担軽減のためにも、複式学級を解消できる学校規模の確保が必要と考えます。

### (2) 児童の発達段階や実態に対応した指導体制づくり

小学校の発達段階においては、社会性が身につく大切な時期になります。そのためには、沢山のひとのかかわり、多様な考え方に触れる機会を意図的に整える必要があります。子どもたちが勉強や運動で切磋琢磨したり、お互いに励まし合ったりできる教育環境を整えることが必要と考えます。

複式学級が解消されることで、教員数が確保され、児童にかかわる教員が必然的に多くなります。複数の目で児童の姿を見ることにより、児童理解がより深まります。また、習熟度別、個別の配慮、専科指導など児童の実態に応じた多様な教育活動が展開できます。

### (3) 地域と学校のつながり

「地域とともにある学校」を目指し、世代を超えた交流を持つことで、「この村で生きている」という意識を子どもが持ち、郷土愛を育む土壌を作っていくことにつながります。

これまでの笈川地区、勝常地区といった地域性を超えて、「湯川村全域をひとつ」と改めてとらえ、それぞれの地区の行事等を教育活動に取り入れることで、どの地区に住んでいる児童も幅広く地区の行事に触れ、地区の伝統を継承できる取り組みにつなげることができます。

#### (4) 教職員の資質向上

教員が少ないと学年の授業準備や教材研究を一人で行うことが多くなります。一方、教員が多数いると学年部会や教科部会、校務分掌等において組織的に運営し、複数の視点で教材研究や学年間にわたる系統的な教育に取り組むことができます。児童の実態に沿った、身につけたい力を明確にした授業づくりの推進につながります。

#### (5) 2校存続を希望する子どもたちの気持ちの重視

小学3年生～6年生へのアンケート結果は、2校存続を望む回答が53%（50人）を占めました。このことから、多くの児童が「大きな不安や不満を抱えることなく学校生活を送っている」ことがうかがえます。また、「人数が少ないほうが先生にたくさん教えてもらえる」、「人数が少ないほうがおちついて勉強や生活ができる」と考えている児童が多いからであることがアンケート結果から分かります。

一方、統合を望む児童（34人・36%）は、「人数が多い方がいろんな遊びができる」、「幼稚園の時の友達と一緒にになれる」、「勉強や運動でいろんな人と競争できる」などの理由を述べています。

教育委員会には、このような子どもたちの「たくさん学びたい」、「おちついた環境で生活したい」、「たくさんの友達と遊んだり競争したりしたい」という願いに応えることができるように、先生方の授業力や集団づくり、学級経営スキルの向上のための研究会や研修会を工夫していただきたいと思います。

## 2 小学校の今後のあるべき姿や将来の学校像に対する本村の方向性

### (1) 小学校の施設・整備について

児童の学びの環境を整えるために、以下の点について検討が必要です。

#### ① 統合小学校の場所

「新規小学校の構築」、「既存小学校の活用」、「村施設の活用」

#### ② 既存施設の老朽化

#### ③ 施設の充実

### (2) 特色ある教育の創出

本村での「保・幼・小・中の15年間をつなぐ『ゆがわっ子育成プラン』」の充実を図り、「自分が好き 友達が好き 学校が好き 湯川村が大好きなゆがわっ子」の育成と地域活性化のために、本村の教育の充実を求めます。

○新しい教育、学習指導要領に対応した「生きる力を育む」教育活動の推進

- 児童の資質・能力を引き出し、伸ばす授業づくり、学級づくり・学級経営力の育成
- 地域と連携した教育活動の推進（学校運営協議会・地域学校協働活動の一体的推進）
- 地域素材を生かした郷土学習、それぞれの学校の伝統と良さを引き継ぐ学習活動の充実
- 多様な学習活動の実践（ICTの利活用、英語教育の推進、体力向上の取り組み など）

### （３）教育課題に対する対応

一人一人がのびのびと自分らしさを大切に、安心・安全な学校生活を送ることができるように以下の点について求めます。

- いじめ・不登校のない学校づくりを行うこと。
- 個別に支援が必要な児童生徒への配慮を行うこと。
- 多様性への理解とよりよい人間関係づくりに向けた教育活動を行うこと。
- 特別支援教育及びインクルーシブ教育を推進すること。

### （４）通学路の安全確保について

統合に伴い通学距離が長くなる場合は、不審者による犯罪や交通事故の防止等に向けた検討が必要となります。

- 通学路の安全点検の実施、要注意箇所の把握・周知及び事故防止のための具体的対応
- 集団登下校の方策を策定・実施
- スクールゾーン、カーブミラー、街灯、横断歩道等の整備
- スクールバス等の導入

### （５）統合後の跡地や建物（校舎や体育館等）の活用について

既存校舎の利活用について、地域の考えを十分に踏まえながら、関係各課との連携を図り、その活用方法について検討する必要があります。

小学校が地域コミュニティの拠点として地域の活性化に貢献していたことを踏まえ、新たな地域コミュニティの機能を持ち、地域の活性化につながる施設となるよう十分検討していく必要があります。

### （６）放課後児童クラブとの連携について

放課後児童クラブについては、統合後の校舎の利活用も含め、設置場所等について、関係各課との連携を図り、そのあり方について今後も検討していく必要があります。

### （７）小中一貫校の検討

本村が取り組んでいる「15年間をつなぐゆがわっ子育成プラン」の視点から、小学校の統合だけにとどまるのではなく、小中一貫校もひとつの統合の形と考えられます。

#### (8) むらづくり政策との連動について

小学校統合の検討とともに、本村の人口増、少子化対策、若者定住を図る政策を実施していく必要があります。今後、本村の小学校の存続に向けて、むらづくり政策と連動した取り組みが必要となります。

また、全国的な人口減に対抗するため、自治体の枠を超え、近隣市町村と連動した移住促進政策等の検討が必要となります。

地域の人と一緒に作る学校、地域コミュニティとのつながりを大切にした学校を推進することも重要です。(地域学校協働活動およびコミュニティスクールの推進)

#### (9) 統合に向けた検討

笈川小学校、勝常小学校の両校共に、令和12年度には複式学級が出現する可能性があるため、早急に検討を進めていく必要があります。

また、検討にあたっては、子どもたち、保護者、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、多くの皆さんの考えや思いを丁寧に聞きながら検討をしていくことが大切です。

#### (10) 統合準備委員会の立ち上げ

学校統合や整備の具体的な内容については、村の計画や財政状況に関わることもあり、状況の変化に応じて見直しも予想されることから、あえて本報告書では具体的な方向性を示すことを避けることとしました。

検討委員会での議論の中で出された課題については、今後、ハード面、ソフト面について新たに統合準備委員会等を立ち上げ、課題解決を図る必要があります。

### Ⅲ 今後に向けて

検討委員会では、急激な児童数の減少を迎えるなか、本報告書が今後策定される整備計画や令和8年度からはじまる第6次湯川村振興計画に反映され、これからの湯川村を担う子どもたちにとって最適な学びの環境を構築・整備するために、できるだけ早い統合に向けた取り組みを期待します。

また、児童同士のつながりが深まるような教育活動を子どもたちと共に考え、各学校間の教育課程を調整し、交流学习等を計画的に実施したり、統合に向けての人的配慮等を行うなど、スムーズに統合ができるように配慮をお願いします。

## 小学校のあるべき姿検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本村の児童数の長期的な見通しを踏まえながら、子ども達にとってより良い教育環境の確保と多様な教育活動に対応できる村立小学校のあるべき姿、及び将来の学校像等に対する本村の基本的な方針について全村的な視点に立って幅広い見地から検討するため、小学校のあるべき姿検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、湯川村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、調査及び検討を行い、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に属する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 笈川小学校PTA（2名）
- (2) 勝常小学校PTA（2名）
- (3) 湯川中学校PTA（2名）
- (4) 湯川村保育所保護者
- (5) ゆがわ幼稚園保護者
- (6) 湯川村公立学校における学校運営協議会委員（4名）
- (7) ゆがわ幼稚園運営評価委員
- (8) 区長会
- (9) 校園長会
- (10) 学識経験者
- (11) 公募委員
- (12) その他、教育委員会が必要と認める者

3 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、検討委員会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度末日までとする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、会議の座長を務める。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 検討委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めたときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提示を求めることができる。

(謝礼)

第6条 検討委員会の委員が会議に出席した場合は、1回あたり1,000円の謝礼を支給する。

(庶務)

第7条 検討委員会の事務は、教育委員会学校教育課内において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。